

古紙に関するQ&A

Q1. 古紙は、収集日が雨でも出せますか。

A1. 行政回収の場合は、出せます。天候に関係なく収集します。集団回収に出される場合は、担当の方に確認してください。

Q2. 古紙は、行政回収の場合、祝日でも出せますか。

A2. 出せます。祝日に関係なく、決められた曜日に出してください。

Q3. 行政回収で燃やすごみのステーションに出したのに収集されていませんか？どうすればよいのですか。

A3. 収集日は、間違っていないですか。収集日当日で午前8時までに出しましたか。8時以降に出されると収集できない場合があります。また、取残しシールが貼られていませんか。貼られているものは、禁忌品が混ざっており、収集できませんので、持ち帰り、分別し、次回収集日に出してください。

Q4. 新聞に入っている折込み広告(チラシ)は、新聞と一緒に出せますか。

A4. 一緒に出せます。

Q5. 個人情報が入ったものは、燃やすごみに出して良いですか。

A5. 出せます。ただし、差し支えのないものやシュレッダー処理できるものは、古紙として雑がみの区分で出してください。

Q6. 紙マークが付いているものは、全て雑がみですか。

A6. 雑がみのものとそうでないものがあります。紙マークは、紙、プラスチック、アルミなどの複合素材のものや、防水加工されているものなどの禁忌品にも表示されています。雑がみは、基本的に全て紙でできているものです。詳しくは、P7~8の禁忌品(出せないもの)の紹介やP9~10の古紙分別一覧表を参照してください。

Q7. 再生品を積極的に使用しようと思いますが、どのようなことに気を付ければ良いですか。

A7. 商品選択の目安として、再生品や環境にやさしい商品についているマーク(下記参照)に注意してください。



「エコマーク」は、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的として、環境保全に役立つと認められる商品に付けられています。エコマークは、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。



「グリーンマーク」は、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料にした製品であることを容易に識別できるマークです。古紙を再生利用した雑誌、トイレトペーパー、コピー用紙などに表示されています。



「再生紙使用マーク」(R(アール)マーク)は、古紙利用製品の利用促進及び古紙の需要の増加を図ることを目的として制定されました。数字は古紙の配合率を表しています。



「牛乳パック再利用マーク」は、牛乳パックをリサイクルして作られた商品についています。現在、マークがついている商品はトイレトペーパー、ティッシュペーパーのほか、フラットファイルなどの文房具や綿棒、さらには食品トレイ、紙コップ、紙皿などがあります。